

第 40 回 知的財産管理技能検定
2 級 学科試験

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2021年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、登録異議の申立て又は商標登録無効審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録が商標法第4条第1項第1号(先願先登録)の規定に違反してされたとき、利害関係人のみが、商標登録無効審判を請求できる。
- イ 商標登録が商標法第3条第1項第2号(慣用商標)の規定に違反してされたとき、当該商標権の設定登録の日から3年を経過した場合には、商標登録無効審判を請求することができない。
- ウ 商標掲載公報の発行の日から3カ月以内に限り、何人も、登録異議の申立てをすることができる。
- エ 登録異議の申立てを行い、登録維持の決定がされた後は、同一の商標登録に対して、商標登録無効審判を請求することができない。

問2

ア～エを比較して、特許法における補償金請求権に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

特許出願人は、 から特許権の設定登録がされるまでの期間に、特許出願に係る発明について、 した者に対して、 に相当する補償金の支払を請求することができる。この補償金の支払の請求は、特許権の設定登録後に行うことができる。

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|--|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 特許出願 | <input type="text" value="2"/> = 侵害 | <input type="text" value="3"/> = 侵害による損害額 |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 特許出願 | <input type="text" value="2"/> = 侵害 | <input type="text" value="3"/> = 実施に対して受けるべき金銭の額 |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 出願公開 | <input type="text" value="2"/> = 業として実施 | <input type="text" value="3"/> = 実施に対して受けるべき金銭の額 |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 出願公開 | <input type="text" value="2"/> = 業として実施 | <input type="text" value="3"/> = 侵害による損害額 |

問3

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア パテントプールに参加する特許権者に対して、パテントプールを通す以外の方法でライセンスすることを認めないとしても、独占禁止法上問題となることはない。
- イ 独占禁止法における私的独占とは、複数の同業者が競争を避けて利益を確保することを目的として、価格や販売数量などを共同で取り決め、協定を結ぶことをいう。
- ウ 独占禁止法は、公正取引委員会によって所管されている。
- エ 特許権は、法律で認められた権利であるから、特許権者がどのように特許権を行使したとしても、当該特許権の行使が独占禁止法に違反することはない。

問4

ア～エを比較して、著作権等の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 違法にアップロードされた著作物のうち、音楽又は映像を私的使用目的でダウンロードする行為は違法であるが、漫画、書籍、論文、コンピュータプログラムをダウンロードする行為は違法ではない。
- イ いわゆるリーチサイトの運営行為やリーチアプリの提供行為について、刑事罰が科されることがある。
- ウ 著作隣接権を侵害した者に対して刑事罰が科せられることはない。
- エ 著作権法上の罪はすべて親告罪である。

問5

ア～エを比較して、IPランドスケープに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア IPランドスケープとは、自社製品が他社特許に抵触しないようにするための調査業務のことである。
- イ IPランドスケープにおいて、株式情報やマーケット情報等の非特許情報は不要である。
- ウ IPランドスケープは、研究開発戦略策定のためだけに必要となるものである。
- エ IPランドスケープとは、知的財産に関する情報を活用して事業の見通しを示す業務のことである。

問6

ア～エを比較して、ある情報が不正競争防止法における営業秘密として認められるための要件となり得るものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア その情報が事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること
- イ その情報が文書化されていること
- ウ その情報が取引の対象となること
- エ その情報が実施されていないこと

問7

ア～エを比較して、著作権と著作隣接権の存続期間に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 無名で公表された著作物の著作権の存続期間は、その著作物の公表後70年を経過するまでである。
- イ レコードに関する著作隣接権の存続期間は、そのレコードが販売された時に始まる。
- ウ 実演家に関する著作隣接権の存続期間は、実演家の死後70年を経過するまでである。
- エ 第二次世界大戦中において非連合国の国民が非連合国で取得した著作権の存続期間は、わが国では、戦時加算により約10年の延長が加えられる。

問8

ア～エを比較して、特許法における先願主義に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一の物品に係る創作物について同日に特許出願及び意匠登録出願があった場合において、特許庁長官は、相当の期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を特許出願人及び意匠登録出願人に命じることはない。
- イ 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。
- ウ 同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定められた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができる。
- エ 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なった日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案登録出願人より先に出願をした場合にのみ、その発明について特許を受けることができる。

問 9

ア～エを比較して、弁理士法において、特許庁における手続のうち、弁理士が他人の求めに応じ報酬を得て行う独占的な代理業務とされているものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際出願の手続
- イ 特許原簿への登録の申請手続
- ウ 実用新案登録出願の手続
- エ 商標登録出願の手続

問 10

ア～エを比較して、特許法に規定する判定に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 判定は、審判官ではなく審査官により行われる。
- イ 特許発明の技術的範囲について、特許庁に対し、判定を求めることができる。
- ウ 判定の決定について、経済産業大臣に対して不服申立てをすることができる。
- エ 裁判所は、判定の決定に従わなければならない。

問 11

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画の著作物の著作者が、映画製作者に対し当該映画の製作に参加することを約束しているときは、当該映画の著作物の著作権は当該映画製作者に帰属する。
- イ 共同著作物とは、2人以上の者が共同で創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができるもののことである。
- ウ 実演家が映画の著作物に一旦、実演を録音、録画することを許諾した場合であっても、その後の当該実演の録音、録画に対する権利行使は制限されない。
- エ 無方式主義とは、いかなる方法であっても著作物を固定すれば著作権を認める考え方のことである。

問 1 2

ア～エを比較して、商標が有する機能として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の商品やサービスと区別する機能
- イ 商品やサービスを広告宣伝する機能
- ウ 商品やサービスの出所を表示する機能
- エ 商品やサービスの価格を保証する機能

問 1 3

ア～エを比較して、二次的著作物に関する次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

二次的著作物とは、著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他 1 することにより創作した 2 物をいい、二次的著作物の利用に関しては、二次的著作物の著作者の他、原著作物の著作者も同一の 3 の権利を有する。

- ア 1 = 翻案 2 = 著作 3 = 種類
- イ 1 = 依拠 2 = 著作 3 = 保護範囲
- ウ 1 = 依拠 2 = 創作 3 = 種類
- エ 1 = 翻案 2 = 複製 3 = 保護範囲

問 1 4

ア～エを比較して、知的財産の調査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際特許分類（IPC）とは、国際的に統一された特許分類である。
- イ Dタームは、日本意匠分類を形態等の特徴で更に細分化したものである。
- ウ FI（ファイル・インデックス）とは、国際特許分類（IPC）を更に細分化した国際的に統一された特許分類である。
- エ 商標に係る商品の類否は、生産部門、販売部門や需要者の範囲の一致等に基づいて総合的に判断される。

問 15

ア～エを比較して、特許制度と品種登録制度に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 品種登録の要件の1つとして、特許要件と同様に、進歩性を有することが必要とされる。
- イ 特許制度は、発明という技術的思想の創作を保護対象とするのに対し、品種登録制度は、植物の新品種という植物体の集合を保護対象とする点で相違する。
- ウ 特許権の存続期間の終期は、出願の日から起算するのに対し、育成者権の存続期間の終期は、登録の日から起算する点で相違する。
- エ 特許制度と品種登録制度とは、試験又は研究を目的とした実施又は利用に対しては排他的な権利が及ばない点で共通する。

問 16

ア～エを比較して、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物ではない素材のみで創作されたものであっても、編集著作物として著作権法の保護の対象となる場合がある。
- イ 日本国民の著作物であっても、著作権に関するベルヌ条約未加盟国において最初に発行された著作物は、日本の著作権法の保護対象とはならない。
- ウ データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、データベースの著作物として保護される。
- エ 映画館において有料で上映されている映画の映像を録画し又は音声を録音する行為は、その目的が私的使用であったとしても、刑事罰を科される場合がある。

問 17

ア～エを比較して、意匠登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠は図面によって具体的に特定されるので、拒絶理由通知に対して手続補正書を提出して図面を修正しても、意見書によりその修正について説明をすれば、要旨を変更するものであるとしてその補正が却下されることはない。
- イ 1つの物品に対して、部分意匠と全体意匠の2つの意匠登録を受けるためには、同一の出願人が同日に、両意匠について意匠登録出願をしなければならない。
- ウ 意匠登録出願は、意匠登録出願の日から1年6カ月を経過したときに出願公開がされる。
- エ 意匠に係る物品の形状がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状について、意匠登録を受けることができる。

問18

ア～エを比較して、商標権を取得するメリットに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標が使用され、顧客吸引力が発揮されることにより企業や商品等の価値を向上させることができる。
- イ 登録商標に係る指定商品及び指定役務のみならず、これらに類似する商品や役務についても、専用使用権を設定することができる。
- ウ 商標権の譲渡やライセンスにより、営業外収益を確保することができる。
- エ 先に商標登録した場合、登録商標に係る指定商品及び指定役務だけでなく、これらに類似する商品や役務について、その後の他人の商標権の取得を防止することができる。

問19

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変については、同一性保持権の侵害とはならない。
- イ 著作者の死亡後においても、その著作者が生存していたならば、その著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。
- ウ 氏名表示権は、著作物の原作品の公衆への提供又は提示の際に、著作者の氏名を表示するか否か、表示する場合にはその名義を決定できる権利である。
- エ 著作者は、自らが一旦公表した著作物に対しても、公表権を行使することができる。

問20

ア～エを比較して、知的財産権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実用新案権者は、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、権利行使をすることができない。
- イ 特許権の全範囲に専用実施権を設定した場合でも、特許権者は侵害者に対して差止請求をすることができる。
- ウ 関連意匠に係る意匠権者は、当該関連意匠の侵害者に対して権利行使をすることができる。
- エ 商標権を侵害する旨の警告を受けた者は、当該警告を受けた日から起算して3カ月以内に限り、不使用取消審判の請求をすることができる。

問 2 1

ア～エを比較して、日本語でした特許出願に係る特許請求の範囲、明細書の補正に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 最後の拒絶理由の通知がされた際には、特許請求の範囲については請求項の削除等、特定の目的の補正しかすることができない。
- イ 補正が認められると、補正をした内容は手続補正書を提出した時から効力を生じる。
- ウ 最後の拒絶理由の通知がされた後でも、特許請求の範囲以外の書類について補正をすることができる。
- エ 願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されていない事項を追加する補正をした特許出願が特許されている場合には、そのことを理由として特許無効審判の請求をすることができる。

問 2 2

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権についての通常使用権が登録されている場合であっても、当該通常使用権者は、その商標権の存続期間の更新登録の申請をすることはできない。
- イ 商標権の存続期間の更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前6カ月から満了の日までの間にしなければならない。
- ウ 自己の責めに帰すべき事由によって商標権の存続期間の更新登録の申請ができる期間が経過した場合であっても、存続期間の満了後の6カ月以内であれば、倍額の登録料を納付して更新登録の申請をすることができる。
- エ 商標権の存続期間の更新登録の申請の際に、商標権者又は使用権者が指定商品について登録商標を使用していない場合には、更新登録を受けることができない。

問 2 3

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権者は、同一の利用方法について、複数の者に対して著作物の利用を許諾することができる。
- イ 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。
- ウ 著作隣接権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
- エ 著作者人格権は譲渡することができないが、実演家人格権を譲渡することはできる。

問 2 4

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 従業者が雇用契約によりその職務発明について使用者に特許を受ける権利を取得させた場合、従業者は相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。
- イ 職務発明とは、従業者がした発明であって、その性質上使用者の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者における従業者の現在の職務にのみ属する発明をいう。
- ウ 法人の取締役がなした発明が職務発明に該当することはない。
- エ 従業者がその職務発明について特許を受けた場合、雇用契約において予めその使用者に通常実施権を許諾する定めがなければ、使用者は通常実施権を取得できない。

問 2 5

ア～エを比較して、特許権に対して先使用权が認められるための要件になり得るものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 発明を公表していること
- イ 特許庁長官により先使用权を設定すべき旨の裁定がされていること
- ウ 特許出願の際に発明の実施である事業又は事業の準備をしていること
- エ 外国で発明を実施していること

問 2 6

ア～エを比較して、関税法における知的財産侵害物品に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権を侵害する物品は輸入してはならない貨物であるが、著作権を侵害する物品は輸入してはならない貨物に該当しない。
- イ 著作権を侵害する物品は輸入してはならない貨物であるが、著作隣接権を侵害する物品は輸入してはならない貨物に該当しない。
- ウ 意匠権を侵害する物品、商標権を侵害する物品は、いずれも輸入してはならない貨物に該当しない。
- エ 特許権を侵害する物品、著作権を侵害する物品は、いずれも輸入してはならない貨物に該当する。

問27

ア～エを比較して、実用新案法の保護対象に関する次の文章の空欄〔1〕～〔5〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

実用新案法では、保護対象を「〔1〕の〔2〕，構造，又は〔3〕に係る考案」に限定しており，〔4〕の考案は保護対象とならない。実用新案法では，早期に権利を付与することに重点が置かれており，〔5〕審査をせずに迅速に権利を付与している。

- | | | | | | |
|---|--------|--------|---------|--------|--------|
| ア | 〔1〕=物体 | 〔2〕=外観 | 〔3〕=結合 | 〔4〕=製法 | 〔5〕=方式 |
| イ | 〔1〕=物体 | 〔2〕=形状 | 〔3〕=組合せ | 〔4〕=製法 | 〔5〕=実体 |
| ウ | 〔1〕=物品 | 〔2〕=外観 | 〔3〕=結合 | 〔4〕=方法 | 〔5〕=方式 |
| エ | 〔1〕=物品 | 〔2〕=形状 | 〔3〕=組合せ | 〔4〕=方法 | 〔5〕=実体 |

問28

ア～エを比較して、著作権の享有に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 未発行の写真の著作物の著作権者は、その著作物について展示権を有する。
- イ 音楽の著作物の著作権者は、その著作物について貸与権を有する。
- ウ プログラムの著作物の著作権者は、その著作物について頒布権を有する。
- エ 言語の著作物の著作権者は、その著作物について口述権を有する。

問29

ア～エを比較して、特許権の行使に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は、特許権に基づく差止めを請求する際に、侵害の行為を組成した物の廃棄を請求することはできない。
- イ 特許発明の構成要件の一部のみを実施する行為であっても、特許発明に係る物の生産にのみ用いる物を譲渡する場合には、特許権者はその譲渡を差し止めることができる。
- ウ 特許権者以外の者が製造販売したその特許権を侵害する製品について、当該製品を購入した他人が当該製品を業として使用する場合、特許権者はその使用を差し止めることができる。
- エ 後願の特許権に係る特許発明が、先願の特許権に係る特許発明を利用するものである場合において、先願の特許権者は、後願の特許権者の実施行為を差し止めることができる。

問30

ア～エを比較して、契約における意思表示に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 詐欺とは、欺いて他人を錯誤に陥らせ、それにより意思表示をさせることである。
- イ 虚偽表示とは、表意者が気づかぬまま、内心の意思とは異なる表示行為で意思表示をすることである。
- ウ 強迫とは、真意でないことを知りながら意思表示をさせることである。
- エ 心裡留保とは、相手方と通じて真意ではない意思表示をすることである。

問31

ア～エを比較して、特許権の侵害となる第三者の行為として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許発明に係る製品を使用する行為
- イ 特許発明に係る製品を試験又は研究のために生産する行為
- ウ 特許発明に係る製品を輸出する行為
- エ 特許発明に係る製品について譲渡の申出をする行為

問32

ア～エを比較して、商標又は商品・役務の類否に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標の類否は、外観、称呼、観念の各要素に基づいて総合的に判断される。
- イ 商品・役務の類否は、同一・類似の商標を使用した場合に、出所の混同が生じるかどうかに基づいて判断される。
- ウ 類似群は、互いに類似関係にある商品等を1つのグループとしてまとめたもので、同じ類似群の商品・役務は原則として互いに類似するものと推定される。
- エ 商標の類否は、当業者を基準に判断される。

問 3 3

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 写真の著作物には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物が含まれる。
- イ ベルヌ条約加盟国の著作物は、管轄機関である世界知的所有権機関（W I P O）に登録しなければ、わが国で保護されない。
- ウ 地図は、客観的なデータを単に視覚化したものなので、著作物として保護されることはない。
- エ 映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されていれば、物に固定されていない著作物であっても、映画の著作物として保護される。

問 3 4

ア～エを比較して、特許協力条約（P C T）に基づく国際出願についての国際調査に関する次の文章の空欄 1 ～ 4 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

国際調査の対象は、 1 国際出願である。国際調査は、各国における通常の実体審査とは異なり、 2 を目的とする。国際調査報告は、 3 。なお、わが国の場合は、上記の国際調査報告とともに、発明の特許性に関する審査官の見解である 4 も作成される。

- ア 1 = 国際調査の請求がなされた
2 = 特許性があるか否かを審査すること
3 = 国際出願の優先日から 1 8 カ月を経過した後に速やかに国際公開される
4 = 国際予備審査見解書
- イ 1 = すべての
2 = 関連のある先行技術を発見すること
3 = 国際出願の優先日から 1 8 カ月を経過した後に速やかに国際公開される
4 = 国際調査見解書
- ウ 1 = 国際調査の請求がなされた
2 = 関連のある先行技術を発見すること
3 = 出願人に送付され、国際公開されない
4 = 国際予備審査見解書
- エ 1 = すべての
2 = 特許性があるか否かを審査すること
3 = 指定官庁に送付され、国際公開されない
4 = 国際調査見解書

問35

ア～エを比較して、特許出願日の認定に関して、特許出願について補完をすることができる旨の通知がされる場合として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められる場合
- イ 特許出願人の氏名又は名称の記載がない場合
- ウ 明細書が添付されておらず、先の特許出願を参照すべき旨の主張もない場合
- エ 特許出願の手数料が納付されていない場合

問36

ア～エを比較して、契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 売買契約上の支払義務について同時履行の抗弁権を行使できる場合には、履行期を過ぎても代金に関して遅延損害金の支払義務は発生しない。
- イ 契約において損害賠償責任について明示していない場合、契約の相手方に対して、債務不履行に基づく損害賠償を請求することができる。
- ウ 相手方が契約内容を履行しない場合に契約を解除したときは、解除の効力は契約のときに遡って発生し、契約上の債権、債務は遡及的に消滅する。
- エ 売買契約において、目的物が契約の内容に適合しなかった場合に、売主側は法律上の責任を負わないとする特約を結ぶことはできない。

問37

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権を侵害して作成された物を、その事実を知らずながら頒布目的で所持することは著作権侵害とみなされる。
- イ プログラムの著作物の複製物の所有者は、バックアップのために当該プログラムのコピーをとることができる場合がある。
- ウ 著作権者から正規に譲渡された著作物の複製物に対しても、その著作物の著作権者は譲渡権を行使することができる。
- エ 聴衆又は観衆から料金を受けない場合は、放送される著作物を著作権者の許諾を得ずに有線放送することができる場合がある。

問38

ア～エを比較して、意匠登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 秘密意匠の請求は、意匠登録出願と同時にする場合に限られる。
- イ 拒絶査定を受けた場合、拒絶査定の日から6カ月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
- ウ 新規性のない意匠は登録を受けられないが、自己の行為に起因して意匠が公知となった場合に、意匠登録を受けることができる場合がある。
- エ 法人の従業者が職務として意匠を創作した場合は、意匠登録を受ける権利は法人に発生し、創作者は法人となる。

問39

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他人の著名な芸名を含む商標については、商標登録を受けることができる場合はない。
- イ 出願に係る商標の指定商品の区分を変更する補正は、正しい区分へ是正する補正であっても、要旨変更に該当し認められない。
- ウ 出願に係る商標が、簡単な図形など、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標である場合、識別力がない商標として登録を受けることができない。
- エ 1つの出願に複数の商標が含まれている場合、商標登録出願を商標毎に分割することができる。

問40

ア～エを比較して、パリ条約による優先権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本に特許出願した後に外国に特許出願する場合には、パリ条約による優先権を主張しなければならない。
- イ 一の外国出願について、パリ条約による優先権を主張する場合、日本にされた複数の特許出願を優先権の主張の基礎出願とすることができる。
- ウ 日本にした特許出願に基づいて、ある国にパリ条約による優先権の主張をして特許出願した後、他の国にもパリ条約による優先権の主張をして特許出願をすることができる。
- エ 日本にした最初の特許出願に基づいて、その出願日から12カ月以内である場合に限り、日本以外の外国に特許出願をする際にパリ条約による優先権の主張をすることができる。

【第40回知的財産管理技能検定】

【2級学科】

番号	正解
問1	ア
問2	ウ
問3	ウ
問4	イ
問5	エ
問6	ア
問7	ア
問8	ウ
問9	イ
問10	イ
問11	ア
問12	エ
問13	ア
問14	ウ
問15	ア
問16	イ
問17	エ
問18	イ
問19	エ
問20	エ
問21	イ
問22	エ
問23	エ
問24	ア
問25	ウ
問26	エ
問27	エ
問28	ウ
問29	ア
問30	ア
問31	イ
問32	エ
問33	ア
問34	イ
問35	エ
問36	エ
問37	ウ
問38	ウ
問39	ウ
問40	ア